

三郷市長

木津 雅晟 様

2023年度予算に対する
日本共産党三郷市議団の要望書

2022年11月18日

日本共産党三郷市委員会

日本共産党三郷市議団

団長 工藤智加子

佐藤 智仁

深川 智加

日ごろから貴職員のみなさんのご奮闘に敬意を表します。新型コロナウイルスの第7波では、埼玉県の新規感染者が1日1万3千人をこえ、三郷市でも368人（8月4日の新規感染者数）となり、これまでの想定を大きく超える感染者を出しました。しかし政府は「第8波」に備えた医療・検査・保健所の抜本的な体制強化を行うどころか、医療機関に対して、新型コロナ対応の診療報酬さえ次々と減額させており、無為無策と言わなければなりません。一方、物価高騰は、食糧品、水光熱費など生活必需品を中心に、あらゆる品目にわたり家計を圧迫しています。市民の命と暮らしを守るためのさらなる対策を求めます。また、世界各地で異常気象が発生しており、気候危機は緊急に解決しなければならない課題です。本市においても温室効果ガスの思い切った目標引き上げや削減に向けた着実な実行が求められています。予想される自然災害への備えは、喫緊の課題です。「災害犠牲者を一人も出さない」という立場で減災・被災者支援に取り組んでいただくよう求めます。

日本共産党三郷市委員会、市議団は町会長をはじめ市民団体の方々からアンケートやご意見をいただき、2023年度予算要望をまとめました。ご検討いただき予算に反映されますようお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染症などへの対応】

- 1) 新型コロナウイルスワクチン接種は接種方法などの情報を周知徹底し、混乱をきたさないよう迅速に実施すること。またワクチン接種や副反応に関する相談窓口を設置すること。
- 2) 受診難民を生まないように医師会と連携し、発熱外来の体制を強化すること。
- 3) クラスターの発生リスクが高い職場に従事する保育士・学校関係者などの社会的検査を実施すること。
- 4) 介護事業所（特に通所サービス・居宅サービス系）は社会的検査を実施すること。
- 5) 感染者の療養病床を確保し高齢者・障がい者施設などの入所者が療養できる場所を確保すること。
- 6) 新規感染者になった場合の登録が確実に行われるよう広報・啓発につとめること。
- 7) 新型コロナウイルス感染者がやむをえず自宅療養となった場合、症状の悪化などによる治療や生活支援を実施すること。
- 8) 看護師等に限定せず、医療従事者への慰労金を追加し、児童施設・障がい者施設の職員にも支給するよう国・県に求めること。
- 9) 感染症対策の第1線を担う保健所機能を強化するため三郷・吉川市に保健所を復活するよう県に要望すること。
- 10) 国民健康保険の被用者への傷病手当はフリーランス及び個人事業主にも拡

大すること。

- 1 1) 中小零細企業への減収に対する市独自の直接支援を継続すること。合わせて、前回同様に、持続化給付金や家賃支援給付金の再支給を国へ求めること。
- 1 2) 感染防止のための3蜜を回避する対応によって広い会議室を利用せざるをえないため、使用料の負担が問題になっている。公共施設の使用料は減免を含め検討すること。

【1. 国民健康保険など】

- 1) 国保は国民皆保険制度をささえるセーフティネットです。自治体の国保財政を支えるために十分な国庫負担を行い、国保税を引き下げるよう要望すること。
- 2) 資格証明書の発行を中止し、すべての被保険者に保険証を発行すること。保険証の留め置きをやめ、すみやかに送付すること。
- 3) 埼玉県国保運営方針が示している国保財政への繰入削減計画を中止させ、国保税の引き上げはおこなわないこと。
- 4) 未就学児だけではなく18歳までのこどもの均等割りを減免し、子育て世帯を応援すること。
- 5) 国保法の77条の国保税減免及び44条の一部負担金の減免制度の周知を図り、恒常的に所得の低い人も対象とするなど適用要件を拡充すること。
- 6) 無料低額診療事業の薬代も対象となる制度への見直しを国に求めること。当面は市が独自に薬代の一部を助成すること。
- 7) 特定健診について
 - ①検査項目の充実や無料化などを実施し、健康維持・増進を図ること。
 - ②乳がん検診と個別方式の健診は、30歳からとするなど対象者を拡充すること。
 - ③高齢者の検診項目に聴力検査・視力検査を追加すること。
- 8) 保養所の宿泊補助を1泊から2泊へ元に戻すこと。
- 9) 傷病手当金や出産手当金制度を創設し労働者や個人事業者が安心して休めるよう国や県に要望すること。

【2. 介護保険制度】

- 1) 介護保険法の報酬単価が低く抑えられているため恒常的な担い手不足に拍車をかけています。報酬単価を引き上げるよう国に要望し介護事業所が継続して運営ができるようにすること。また利用者の負担に影響が及ばないようにすること。
- 2) 介護保険料の支払いが高齢者の暮らしを圧迫しています。国庫負担割合を引き上げ介護保険料を引き下げること。
- 3) 利用料の減免制度を広く周知し、適用基準を拡充するなど低所得者対策の更な

る拡大を図ること。

- 4) 要支援1・2の総合事業サービスへの移行に続き要介護1・2の方も移行させようと議論されていますが、専門職によるケアを継続するように国に求めること。
- 5) 要支援1・2の生活援助の利用については、同居者の有無で判断されるものではなく、実態に合わせて利用できるように市の独自基準を設けること。
- 6) 地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、高齢者・家族へのきめ細やかな支援と関係機関との連携を推進すること。
- 7) 認知症高齢者および医療依存度の高い高齢者の緊急ショートステイがスムーズに利用できるように入所施設を増設すること。
- 8) 認知症の早期発見早期支援事業を充実させ、家族や介護者への支援も推進すること。
- 9) 配食サービスは、一週間の利用を7回以上にすること。
- 10) 紙おむつの支給は、支給要件を拡充し排尿障害のある方など必要な人に給付すること。

【3. 障がい児者施策】

- 1) 医療的ケア児の保護者・介護者に対してのレスパイトケアを充実させること。
- 2) 放課後等デイサービスなどでの重度障害児が受け入れられる人員体制を支援すると共に、事業所を増やすこと。
- 3) 「親亡き後」の対策としてグループホームやケアホーム、入所施設の整備や一人暮らしの障がい者の支援の整備・充実をおこなうこと。
- 4) 障がい者（児）の卒後・進路を支援し、職場での継続的な就労を支援すること。
- 5) 障がい者の就労の機会や就労施設への優先調達など仕事確保のための支援を推進すること。
- 6) 障がい者就労支援施設の工賃を抜本的に引き上げられるよう支援すること。
- 7) 市として、障がい者を雇用するために各課の職員体制を強化すること。
- 8) タクシー券の利用対象を拡充し、初乗り券方式ではなく利用券方式にし、使いやすいものにする。また、福祉タクシー券発行枚数を増やすこと。
- 9) 更生訓練費の支給対象者を拡充し、就労継続支援B型にも適応すること。
- 10) 共同生活援助事業所を増設するためのあらゆる支援を実施し、誰もが入所できるようにすること。
- 11) 障がい者（就労者も含む）に対応したホームヘルプ・ガイドヘルプサービスの整備に力を入れること。
- 12) 成年後見人制度を広く周知し、制度の実施・支援をワンストップサービスで提供できるようにすること。
- 13) 訪問理美容や訪問入浴サービスの利用回数を増やすこと。

- 14) 医療的ケア児の登下校における保護者同行について、保護者の事情により通学手段がない場合への対応を検討すること。
- 15) 65歳以上の障がい者に対して、現行サービスが利用できるように介護保険申請をしないという本人の意思を尊重すること。
- 16) 障がい福祉施設・事業所の福祉介護職員の給与を増額し、処遇改善を図るため加算方式から基本報酬を引き上げるよう国に要望すること。
- 17) 緊急時に障がいの特性を考慮したショートステイが受けられる環境を整備すること。
- 18) 重度心身障がい者の一部負担金については、21,000円以上は窓口払いが発生するが、完全に窓口負担金をなくすこと。

【4. 高齢者施策】

- 1) 65歳以上の独居世帯の実態調査を実施し、アウトリーチでの支援を実施すること。
- 2) 老人福祉電話は固定電話を設置しなければ利用できません。申請者に電話を貸し出し、緊急通報システムを利用しやすいようにすること。
- 3) 高齢者の外出支援・ひきこもり対策のために75歳以上は市内循環バス料金を無料にすること。
- 4) 通院・外出介助ができるヘルパー派遣制度を市の事業として実施すること。
- 5) 関係機関と連携し、高齢者世帯に対応したゴミ分別収集・ゴミ持ち出しサービスの実施に踏み出すこと。
- 6) 障害給付の対象とならない高齢者の補聴器補助を実施すること。
- 7) 介護予防事業としての地区サロンへの運営や財政支援を充実させること。
- 8) 福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートネット」を広く周知し、利用料金の引き下げなど利用しやすくすること。
- 9) 買い物難民の実態を調査し、官民連携による支援を実施すること。
- 10) 高齢者公衆浴場利用料金補助事業を再開させ、高齢者の入浴支援をおこなうこと。
- 11) 年金の支給開始年齢の70歳以上への引き上げ、年金支給額の引き下げ計画の中止を国へ強く求めること。

【5. 生活保護など生活困窮者について】

- 1) 生活困窮者や引きこもり状態にある方などの社会的孤立に対応しアウトリーチ型での支援を推進すること。
- 2) 生活保護制度を市民に周知すること。また、生活保護のしおりは出先機関の窓口などに設置し、誰もが自由に手に取れるようにすること。

- 3) 生活保護申請時の扶養照会が利用の壁になっています。扶養照会については本人の意思を尊重すること。
- 4) 福祉総合相談窓口は有資格者の正規職員を配置させ対応すること。
- 5) 生活保護受給者が増えている現状に対応し、社会福祉士など正規の職員を増員すること。また、精神疾患・障がいのある相談者に専門的な対応ができる経験者を配置すること。
- 6) 生活保護世帯および低所得世帯の子どもが大学・専門学校などへの進学と修業支援を強化すること。
- 7) 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ・障害者・未就学前の子ども・生活保護世帯にエアコン等冷房器具購入のための補助制度を創設すること。
- 8) 国連から見直しを求められた保護費の引き下げは、容赦無く生活保護世帯の暮らしを圧迫しています。実態を調査し基準の引き上げを国に求めること。

【6. 保育・子育て支援】

- 1) 子ども・子育て支援計画は、児童福祉法24条の公的責任を堅持し、保育所の入所を希望する子どもが全て入所できるよう認可保育所を増設すること。
- 2) 民間保育所を含む保育士の処遇改善を図り、公的保育の責任に見合った正規職員の配置を行うこと。
- 3) 保育所は感染対策に取り組み、安心して保育ができるように人員配置基準の見直しを国に求めること。当面は独自の人員加配を行うこと。
- 4) 食育を一貫とした子育て支援の充実を図るため1・2号認定の主食・副食の補助制度を創設し、保育料の完全無償化を実施すること。
- 5) 保育料無償化の対象となった「認可外保育所」は保育士の配置基準を緩和し、保育の質の格差を招くことから、早急に三郷市基準で実施させること。
- 6) 産休明け保育の実施園を増やすこと。
- 7) 民間保育所への「市の単独補助事業」を元に戻し充実させること。
- 8) 子どもの権利条約に基づく仮称「三郷市子ども条例」を創設すること。
- 9) 児童虐待の早期発見に向け関係機関と連携し、要保護世帯の継続的な見守り支援を強化すること。
- 10) 子ども医療費の無料制度を18歳まで拡充し、入院時の食事代も無料にすること。
- 11) 子ども医療費無料制度の現物給付に関しては、市外の医療機関等も対象に含めること。
- 12) 働きたくても働けない、シングルマザーへの支援、対策をおこなうこと。また児童扶養手当の拡充を国へ求めること。
- 13) 子ども食堂を実施している団体を支援するための補助制度などを設けること。

- 14) 放課後児童クラブの運営は、児童の成長・発達に必要な水準を保障し（30人単位にするなど）指導員については、正規職員を含め待遇を改善すること。
- 15) 放課後児童クラブの開所時間は、保育所と同様に延長すること。
- 16) 北児童館・早稲田・戸ヶ崎の児童センターの今後については直営方式を検討し子どもの最善の利益を追求すること。

【7、教育・生涯教育】

- 1) 小中学校の統廃合については、保護者・学識経験者・地域住民をはじめ関係者（生徒・児童を含む）との十分な協議を経て拙速に結論をださないこと。また適正規模を前提とせず子どもの権利保障を最優先に見直しを含め検討すること。
- 2) 中学校の学校選択制を廃止し、少人数学級の導入を国に求めること。
- 3) 30人以下学級の実現に向け、国や県に教職員を増員するよう要望し、子どもたちに豊かな学力とゆとりある学校生活を整備すること。
- 4) 一般教職員に対する人事評価制度はやめること。
- 5) 教職員の超過勤務を解消すること。また教職員の変形労働制条例の導入はやめること。
- 6) 各校へ配分する予算を増額し修繕や備品等の購入に十分な予算を確保すること。
- 7) 学校図書購入については、「日本一の読書のまち三郷」にふさわしく冊数を増やすこと。学校司書の待遇を改善し、正規職員の体制にすること。
- 8) 学校行事において、日の丸への注目、君が代斉唱を強制はしないこと。
- 9) 道徳教育については児童生徒の人権と多様な考えを保障すること。
- 10) 一人一台のタブレット端末整備について
 - ①家庭間の教育格差を広げることのないよう、経済的困難を抱えた家庭へ通信費等の支援を行うこと。
 - ②ブルーライトカットシートの導入や電磁波対策をはじめ、子どもの健康に配慮した使用方法を検討・周知すること。
 - ③各学校に1名以上のICT支援員を配置すること。
- 11) 文科省をはじめとした行政が主導する学力テストは中止を含め見直すこと。また公表をやめること。
- 12) いじめの問題は早期発見に努め対策を講じること。子どもの命と権利がなによりも大切にされること。
- 13) 教育相談の体制を充実し、スクールソーシャルワーカーについては処遇を改善し全小中学校に配置させること。
- 14) 適正指導教室の教育環境を充実させること。
- 15) 特別支援学級は、障がい児の発達や障がい別の特性など専門性をきちんと兼ね備えた教員配置ができるよう、職員研修の強化、人材育成強化をはかること。

- 16) 入学準備金制度については、年度途中の入学にも対応し申請手続きの期間を延長・金額を増額すること。また、保証人を要する条件の廃止で誰もが使いやすいものとする。
- 17) 市独自に返済不要の給付制奨学金制度を早期に創設すること。
- 18) 安全性や食育・災害時などの観点から、自校方式の給食を検討すること。
- 19) 給食は食育であり教育の一環であることから、学校給食費の無償化を継続するとともに食材の有機化を広げること。幼児教育・保育についても同様に完全無償化を実施すること。
- 20) 学校教育にかかる保護者負担を把握し、負担軽減をはかること。
- 21) 就学援助について
 - ①子どもの貧困の拡大は深刻であり、就学援助制度の適応範囲を拡充すること。
 - ②就学援助については、(PTA 会費・生徒会費・クラブ活動費・卒業アルバム代・オンライン通信費等)を支給すること。
 - ③就学援助の「新入学児童学用品費」は入学に間に合うよう支給時期を12月とすること。また、失業などの緊急事態はいつおこるかわからない。年間を通して受けつけ、遡及申請も対応可能とすること。
- 22) 生徒の人権を侵害するブラック校則をなくすために、生徒の声を反映した校則とすること。
- 23) 三郷市の特性を生かした、文化芸術（三郷版文化芸術推進計画の策定など）の振興を推進すること。
- 24) 図書館の個人情報の取り扱いについては漏洩のないよう厳重に扱うこと。
- 25) 市内各駅や商業施設に図書館で借りた本を返却できるポストを設置すること。
- 26) 市内唯一の公民館は、社会教育法に位置づけられている事業運営を実施し、さらに発展させ広く市民の学習の機会を保障し、民主的な自治活動を推進すること。

【8. まちづくり・開発計画等】

- 1) まちづくりや開発は、防災対策と一体にすすめ、必要な防災施設整備と安全点検を徹底するなど、防災のまちづくりをすすめること。
- 2) 市街化調整区域の沿道開発をすすめる、産業振興地区については周辺の住環境および市内商工業への影響を考慮し、中止を含め慎重に検討すること。
- 3) 大型商業施設および物流倉庫の稼働や交通網の変化にともなう交通渋滞、車両の流入、排気ガス、住宅地への大型車の流入等による影響が、周辺住宅地に及ばないように常時監視と指導を実施すること。
- 4) 防災の視点からも、既存住宅地への公園増設を計画的に推進すること。
- 5) 公園や広場の既存の遊具やトイレを整備すること。

- 6) 遊歩道・公園などに屋根付きの休憩所やトイレの設置を実施すること。
- 7) カトリア公園（水場）、半田運動公園（グラウンドや砂場）の排水が悪いため、改善すること。
- 8) スマートインターチェンジのフル化事業については住民説明会などをおこない、地域住民の声をきくこと。また開発にともない周辺道路へ大型車流入など交通への影響については広く市民に公開し、住環境へ影響をおよぼさぬよう対策を講じること。
- 9) バス停の整備を行い屋根付きの待合所やベンチを設けるなど対策を講じること。
- 10) 番匠免運動公園についてはトイレの洋式化や屋根付きベンチなどの設置で利用しやすい環境整備をおこなうこと。
- 11) 江戸川運動公園においては、手洗い場を設置すること。

【9. 道路等・環境整備について】

- 1) 公共下水道は市街地への整備を急ぎ、市街化調整区域についても住宅地への整備をはかること。
- 2) 「三郷市公共下水道事業中期計画」において「料金の適正化」が述べられているが、料金の引き上げは行わないこと。老朽管更新のための国庫補助の増額を求めること。
- 3) 「三郷市水道基本計画」の改訂案では、「適正な水道料金水準・体系について検討します」とあるが、水道料金の引き上げはおこなわないこと。
- 4) 下水道の受益者負担金の減免制度を拡充すること。
- 5) 生活道路の整備予算を増額し、市民要求に応えられるものとする。
 - ①中央通り（放水路以南）の歩道・水路の整備。
 - ②市道0118号（みさと公園付近）・市道5908号線（水元公園県境）の歩道拡幅整備。
 - ③早稲田中央通りの自転車専用道については引き続き、凸凹の補修を随時対応すること。
 - ④市道1820号（さつき平）市道0113号（ユリノキ通り）の歩道については高齢者、車いすなどの方も安全に歩行できるよう整備すること。
 - ⑤鷹野5丁目エスピースリー付近Y字路の中央車線を東側に50cm移動し歩道を確保すること。
 - ⑥半田彦成跨線道路橋については中学生も自転車が多く通ることから、安全対策をおこなうこと。
- 6) 排水路の整備・水路蓋け・浚渫への要望が非常に多いことから予算を増額し計画的に整備すること。
- 7) 都市下水路のフェンスの設置や蓋かけなど安全対策を早急を実施すること。

- 8) 下第二大場川の上流整備は自然環境に適合した整備を進めること。
- 9) 橋梁について
 - ①八丁掘橋については、歩行者や自転車などが通りやすい構造とすること。
 - ②半川橋については、歩道橋の整備をすること。
- 10) 自転車専用レーンを整備し拡充すること。
- 11) 中川の土手歩道安全対策を強めサイクリング及び遊歩道として改修する予算を国に求めること。

【10. 経済活性化・中小商工対策】

- 1) 小規模企業振興基本法に基づき、三郷市小規模企業振興条例を策定すること。
- 2) 市が発注する公共事業や指定管理者も含め業務委託にかかわる労働者の賃金水準を確保するため「公契約条例」を三郷市として制定すること。
- 3) 公共工事において、適正な賃金確保と社会保険加入を確実にするため、確認書の提出を求めること。
- 4) 公共発注の契約については区内業者優先をつらぬくこと。
- 5) 住宅リフォーム助成制度は耐震改修工事に限定せず、地域振興政策として内容・対象を拡充すること。
- 6) 制度融資の趣旨を金融機関に徹底させ、実行まで市が責任を持って監督すること。国保税・市県民税の分納が認められている場合も融資対象とし、「国保税の完納」を要件から外すこと。
- 7) 市の融資制度は、返済しやすい制度とするため、返済期間と据え置き期間を延長すること。
- 8) 小規模工事請負指名希望者登録制度については建設工事の予算価格の上限額を引き上げ、受注の拡大をはかること。
- 9) 雇用について、市内企業に対し、正規雇用を奨励すること。そのためにも国に対して財政支援をおこなうよう求めること。
- 10) 建設業退職共済制度の円滑な運営を支援し、証紙が確実に労働者に配布されるよう指導・監督を強化すること。
- 11) 埼玉土建国民健康保険組合・埼玉県建設国民健康保険組合への補助を増額すること。
- 12) 商店街の活性化を図るため、空き店舗対策を拡充するとともに公共・公益施設を組み合わせた商店街づくりを推進すること。
- 13) がんばろう企業応援補助金については、店舗改修費（商店リフォーム）の支給要件を緩和するなど、使い勝手の良いものとし営業を支援すること。

【11. 農業問題】

- 1) 地産地消をさらに推進し市営農園の設置や市民農園などの体験農園を拡充し生産緑地を計画的に増やすこと。
- 2) ビニールハウスへの補助要件については、規模に関わらず柔軟に対応し支援すること。
- 3) 遊休農地について環境防災対策として、有効利用できるよう対策を立てること。
- 4) 災害時の対策として個人農園に農園井戸を設置する補助を行うこと。
- 5) 環境保全や人体への影響が懸念されている農薬(ネオニコチノイド、グリホサート等)の使用を禁止すること。

【12. 消防・防災対策】

- 1) 消防団や自主防災組織の人員確保と後継者養成など組織の充実にむけ支援すること。
- 2) 三郷市地域防災計画を実行性のあるものにし財政的にも明らかにすること。
- 3) 早期の避難行動がとれるよう市民に周知・啓発を強め、ペットの避難対策を推進すること。
- 4) 備蓄品の充足率を高めるとともに保管の適正化を図ること。
- 5) 防災協定の内容を実効性のあるものにし、定期的に見直しと市内の団体と協議すること。
- 6) 高齢者や障がい者などの避難誘導計画を具体化し、全ての対象者に策定されること。
- 7) 福祉避難所への直接避難が可能になったことから直接避難に対応しうる個別計画を策定すること。
- 8) 在宅要援護者の安否確認を福祉サービス提供事業者や地域住民などと連携し体制をつくること。また、避難訓練を実施すること。
- 9) 高齢者・障がい者世帯への家具転倒防止金具設置のため補助を行うこと。
- 10) 防災情報伝達難民が出ないように、あらゆる手段で情報が把握できるよう防災ラジオの設置補助などを検討すること。
- 11) 自治体・自主防災組織との協議で、災害発生直後一時的に危険を回避する場所(一時避難場所)を設置しハザードマップに付け加え、見やすいものに改善し、市民への周知を図ること。
- 12) 避難所の運営については、女性や高齢者やLGBTQなどすべての人に十分配慮したものとする。
- 13) 民間の危険なブロック塀については撤去・改修などの支援をつよめること。
- 14) 安否確認支援事業を実行性あるものにするため、具体的な運用を事業所に示し活用できるよう体制を整えること。
- 15) 市内の福祉施設(地域密着型など)における避難計画の策定を支援し、計画

に基づいた訓練も実施できるよう支援すること。

【13. 治水対策など】

- 1) 建物等からの雨水流出防止対策を強化するとともに、道路清掃の充実など側溝・下水管の詰まりの点検・改善に取り組むこと。
- 2) 集中豪雨による道路冠水、住宅等への浸水対策を強化すること。緊急時に土のうや水のう等を提供できる体制を整えること。
- 3) 下第二大場川周辺の治水対策のため、寄巻付近で大場川への合流ができるよう整備すること。

【14. 防犯・交通安全対策など】

- 1) 公共交通運営協議会は市循環バスなどの増便やバス料金負担の軽減などについて協議し、公共交通の活性化を推進すること。誰もが住み慣れたまちで住み続けられるよう市民の移動手段については、市が責任を持って充実させること。
 - ①戸ヶ崎東南部地域から市役所および駅へのバス路線を新設すること。
 - ②早稲田方面からラシティ行きのバス便の本数を増やすこと。
 - ③早稲田方面から、市役所へ行けるバスを新設すること。
 - ④乗り換えなければならない場所のバス料金の負担軽減をすること。
 - ⑤市内公共バスについては、減便、廃止、路線縮小にならないように運行経費への補助を長期的に行うこと。また市民の声に柔軟に対応できるよう路線の拡充やオンデマンド交通などの導入を検討すること。
- 2) 横断歩道周辺や歩道の周辺など安全対策のための草刈りと対策を適時実施すること。
- 3) 小中学校の通学路における安全点検を強化し必要な対策を早急を実施すること。
- 4) 市道0112号の歩行者の安全確保のために自転車専用レーンを設置するなど高齢者にわかりやすく分離・表示すること。
- 5) 市道1820・0209・1808号の南・北端部にある、各交差点周辺に設置されている大型車の通行を抑制する目的で設置されている看板が、老朽化しており不鮮明です。通り抜けの大型車の通行を抑えるために、新しい分かりやすいものに取り換えること。
- 6) 江戸川沿い道路（流山橋、三郷駅周辺）への大型車の流入を防ぐなど、渋滞対策をおこなうこと。
- 7) 町会が設置する防犯灯の設置費用および電気料金については全額補助すること。
- 8) 江戸川の土手については三郷駅と協立病院の中間地点に新たなスロープを設置するよう国へ要望すること。

【15. 自然エネルギー・環境保全など】

- 1) 自然エネルギーの活用を強化し「エネルギーの地産地消」ができる三郷市のエネルギー政策の推進を図ること。
- 2) 太陽光パネル・蓄電池を災害時に避難所となる小中学校などの公共施設に設置を急ぐこと。
- 3) 地球温暖化対策を強化し、太陽光発電等への市独自の助成制度については適応対象の拡充を図ること。
- 4) 保存樹林を新たに指定するなど緑地率を引き上げること。
- 5) ゴミのポイ捨てが非常に多いことから事業者を含め啓発・周知を強化すること。
- 6) 樹木の剪定を定期的を実施し、適切に管理すること。
- 7) 市が率先してペットボトルやプラスチック容器の使用を抑制し、市民への啓発を通して地球環境保全行動を推進すること。
- 8) 家庭用可燃ごみの散乱保護防止用ネットを希望する町会等へ無料で配布すること。

【16. 原発事故、除染対策】

- 1) 放射能対策を継続し、市民による放射能の測定を支援すること。
- 2) 小・中学校のグラウンド・公園等に埋設されている汚染土については、測定を継続して実施すること。また、汚染土の最終保管場所の設置を国に求めること。
- 3) 不安を持つすべての子どもが健康診査（甲状腺エコー）を受けられるようにすること。

【17. 平和問題】

- 1) すべての公共施設及び三郷中央駅に「三郷市非核平和都市宣言」塔を設置し、市民が見やすいように整備すること。また「希望の郷交流センター」については再設置し平和意識の高揚に努めること。
- 2) 核兵器禁止条約発効の意義を踏まえ、核廃絶に向けた取り組みや平和事業を強化すること。また核兵器禁止条約に日本も批准するよう国に求めること。
- 3) 平和事業費を増額し、広島・長崎平和式典へ小中学生の代表派遣や戦争・被爆者の体験談をあらためて聞き取り発表するなど事業の拡大をはかること。
- 4) 三郷市郷土資料館・原爆パネル展などの平和コーナーの展示は充実を図ること。
- 5) 住宅地上空での軍用機の低空飛行訓練や観閲式は事故のリスクなどの懸念があることから国へ中止を求めること。

【18. 税・収納問題】

- 1) 生活権を奪う差し押さえは行わないこと。

- 2) 市税、国保税など経済的に支払いが困難な市民に対して減免・猶予の制度を充分周知し、実施すること。
- 3) 収納猶予は、収入激減以外の経済的理由についても認めるとともに、納税緩和制度について積極的な説明を行い活用すること。
- 4) 滞納者の生活実態や個別の事情を十分把握し納税相談には丁寧に応じること。その際、滞納者本人が同席を希望する場合は第三者の立ちあいを認めること。
- 5) 国保税は課税部門と収納部門を一体化させ、納税者本位の相談ができるようにすること。
- 6) 消費税率を5%に引き下げ、インボイス制度は廃止するよう国に求めること。
- 7) 大企業の法人税減税と中小法人への課税強化をやめるよう国に求めること。

【19. ジェンダー平等について】

- 1) 審議会委員などや管理職への女性の登用を積極的にすすめること。
- 2) 課長級以上の女性の比率について数値目標を設定し、増やすこと。
- 3) 育児休業や有給を取得しやすい職場環境を確立すること。また、男性職員の育児休暇取得を前提とした職員定数管理をおこなうこと。
- 4) 事実婚(同性・異性に関わらず)を選択している市職員(会計年度任用職員を含む)に対しては婚姻届けを提出した場合と同等の権利(休暇等)が与えられるようにすること。
- 5) パートナーシップ制度を拡充し、事実婚も対象とすること。またファミリーシップ制度を創設すること。
- 6) 性的マイノリティなどの人権を尊重し、差別・偏見をなくすために啓発活動を実施すること。また、当事者への意見を聞き支援を強化すること。
- 7) DV・性暴力などの相談機能を充実させ、被害者対策の強化を図ること。
- 8) 訪問看護・介護士への暴力・ハラスメント対策として、暴力・ハラスメント利用者に対しての訪問時の人員体制の充実を図り支援すること。
- 9) 選択的夫婦別姓制度の実現や同姓婚を認める法改正を国に求め、多様な生き方を尊重すること。
- 10) 性への偏見を払拭し、科学と人間尊重の豊かな性教育を行うこと。
- 11) LGBTQ等性的少数者にたいして、いじめや偏見のない正しい知識を身につける社会教育、学校教育、教員や市職員への研修強化を行うとともに、当事者が相談しやすい環境を整えること。
- 12) 中学性の制服については本市が率先してジェンダーフリー(性別にとらわれない)制服の導入とともに、生徒が自由に選択できる権利を保障すること。
- 13) 生理用品について
 - ①公共施設の個室トイレに生理用品を配備すること。
 - ②学校トイレへ生理用品を継続的に配備し、個室トイレに生理用品を置くこと。

③生理用品の無償化や非課税化を国へ求めること。

【20. 行政・運営】

- 1) 職員の恒常的超過勤務や長時間労働の解消に努めること。
- 2) 正規職員の採用を増やし、感染症や自然災害に備えるとともに、多様化する市民ニーズに対応する人員を育成すること
- 3) 職員に対して、接遇講習会・人権セミナー等を開くなど研修を充実すること。
- 4) 会計年度任用職員（パートタイム）については、時給1500円に引き上げること。
- 5) 中小企業の賃上げ支援の為の施策を国に要望すること。
- 6) 有権者の知る権利を保障するため選挙公報の全戸配布をすること
- 7) 指定管理者制度は、安易な導入をしないこと。すでに導入されている施設については、実態を把握し直営に戻すことも含めて常に点検・見直しをはかること。
- 8) マイナンバー制度については、個人情報の取り扱いを厳格にすること。
- 9) マイナンバーの記入については、本人の意思を尊重すること。安全性が担保されない状況での利用範囲の拡大をやめること
- 10) 市民が集まるイベントへの自衛隊の広報活動は中止すること。また、自衛隊への自衛官募集にともなう、若者の個人情報提供については多くの自治体がプライバシーの観点から、閲覧にとどめています。電磁媒体による提供は中止すること。
- 11) 窓口業務のICT化は他自治体に見られるような機械化ありき（体制の縮小など）ではなく、市民ニーズに対応できるよう慎重に取り組むこと。
- 12) 審議会での公募枠を拡大すること。合わせて傍聴については希望する多くの方が傍聴できるよう、上限人数を増やすこと。

【21. 公共施設】

- 1) 学校教育施設個別計画では「小・中学校等の他施設への機能転換を検討する」とありますが、地域住民との十分な理解を得ること。
- 2) 公共施設は長寿命化対策に重点を置き安易な施設の統廃合は実行しないこと。
- 3) 公共施設の利用料金を見直し市民に利用しやすい施設（特に文化会館）とすること。
- 4) 岩野木集会所については、建て替えも含め検討すること。
- 5) 早稲田地区に老人福祉センター・コミュニティセンター・出張所（三郷団地にあるような）機能を兼ね備えた公共施設を設置し、子どもから高齢者まで気軽に集まれる場所をつくること。

- 6) 後谷小学校やもみじ保育所の跡地利用については市民参加で活用を検討すること。

【22. 住宅対策】

- 1) 若年層・若年夫婦世帯・高齢者などの低所得者向けの家賃補助制度の創設や借り上げ方式を検討すること。
- 2) 市営住宅の戸数を計画的に増やすこと。
- 3) 市営住宅の老朽化に伴う修理・リフォームなど住環境の改善を図ること。

【23. 消費生活】

- 1) 消費生活相談員の待遇を改善し、体制を強化すること。
- 2) 振り込め詐欺被害を受けやすい高齢者・障害者などへの見守りなど対策を強化すること。

【24. その他の機関に要望すること】

- 1) 市の持ち出し分について早急に支払うよう東京電力と国に強く要求すること。
- 2) 老朽化した東海第2原発の再稼働は中止するよう求めること。
- 3) 都市再生機構
 - ①エレベーターの設置を求めること
 - ②URに対して家賃値上げを行わないよう要請すること。
 - ③商店街の空き店舗を活用し、高齢者・子育て支援などを行うよう要請すること。
そのために、家賃の軽減などURと必要な協定を結ぶこと。
 - ④三郷団地のピンク公園（通称）にトイレや水場の設置をすること。
- 4) 後期高齢者の保険料の引き下げを「埼玉県広域連合」に求め、短期証の発行を行わず正規の保険証を交付すること。
- 5) JR東日本に対して新三郷駅などの始発から6時半までの駅無人化を改善し、安全対策を強化すること。
- 6) 三郷駅・新三郷駅へホームドアを設置するようJRに要望すること。
- 7) 社会福祉協議会に対しては、生活資金貸付制度は保証人要件を緩和し、(世帯主・非課税世帯主でも認める) 申し込み書類の簡略化による負担軽減、貸付金額の増額を図ること。
- 8) 羽田空港の機能強化に伴う、本市の上空飛行については、住宅地を回避する経路への変更を国に求めること。

◎県に対して申し入れをしていただきたいこと

- 1) 精神障がい者の公共交通運賃割引制度を他の分野の障がい者と同等に拡充すること。市町村の国庫補助を補い支援すること。
- 2) 重度心身障害者医療費助成制度」を拡充し精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者も対象とすること。
- 3) 低宿泊所については、劣悪な住環境を改善し、実態に合わない家賃設定など改善するように指導強化を図ること。
- 4) 大場川の護岸工事を、未実施箇所について緊急に実施すること。放水路近辺など浮遊ゴミの回収回数を抜本的に増やすよう県に要望すること。
- 5) 第二大場川の浚渫と拡幅整備を早急に行うための予算を県に求めること。
- 6) ゲリラ豪雨に対応できる排水機場の排水能力を上げるための予算を県に求めること。
- 7) 都市軸道路三郷・流山線の整備は、住民の説明との合意ですすめ桜の木は保存すること。
- 8) みさと公園駐車場の無料化を実施するための予算を県に求めること。
- 9) 江戸川に建設する新橋については、有料化を見直し早期に実施することを県に求めること。
- 10) 大場川の戸ヶ崎、鷹野地域の遊歩道を整備する予算を県に求めること。

[県道の整備などについて]

- 1 1) 県道について住民からの緊急の路面舗装要望に対し、速やかに応じること。照明の増設をはかること。
- 1 2) 戸ヶ崎交差点の道路拡張工事と歩道の整備を実施すること。
- 1 3) 谷口・幸房線スタンド付近歩道整備。
- 1 4) 三郷松伏線 JR 武蔵野線高架下道路は、道路の拡幅など安全な歩道整備を行うこと。
- 1 5) 県道上笹塚谷口線の歩道拡幅整備を行い歩行者の安全を守ること。
- 1 6) 県道 5 4 号の高州 4 丁目交差点の歩道の拡幅をすること。
- 1 7) 小谷堀橋については、早期に架け替えをおこなうこと。

[信号機等について]

- 1 8) 水神橋付近に押しボタン式信号機を設置すること。
- 1 9) 市道 0 1 1 2 号に押しボタン式信号機を設置すること。
- 2 0) インター南部地区の市道 (0115.0108) T 字路に信号機を設置すること。
- 2 1) 県道谷口・幸房線の郵便局付近に歩行者用信号機を設置すること。

- 22) 葛飾吉川松伏線の「レイモンド保育所」付近の横断歩道に信号機を設置すること。
- 23) 市道0116号線彦沢交差点の信号機に右折信号を追加すること。
- 24) 市道1682号線で協立病院そばの、江戸川土手へ昇るための、スロープや階段の付近に横断歩道を設置すること。
- 25) 高須通り（高州2丁目112-2と128付近）の交差点に信号機を設置すること。
- 26) 横断歩道などの道路標示が劣化などにより、不鮮明となっている箇所については随時補修(特に学校通学路)すること。
- 27) 新三郷駅前通りと市道0111号の交差点信号機は歩車分離型の信号機を設置すること。

以上